

令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第5号	甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年7月2日	原案可決
議案第6号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年7月2日	原案可決
議案第7号	令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	令和元年7月2日	原案可決
議案第8号	財産の取得について（高規格救急自動車）	令和元年7月2日	原案可決
議案第9号	甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	令和元年7月2日	同 意

議案第 5 号

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月2日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

令和元年7月2日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

提案理由

消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、手数料の金額が改正されたことにより標準事務に係る手数料について所要の改正を行うため。

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合手数料条例（平成12年甲賀郡行政事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）の表中

「

(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,580,000円
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,940,000円
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,260,000円

」

を

「

(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,590,000円
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,950,000円
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,270,000円

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 議案第 6 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月2日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

令和元年7月2日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

### 提案理由

避雷設備の位置及び構造における規格が日本工業規格から日本産業規格に改められ、また、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合において、所要の改正が生じたため。

## 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和元年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

令和元年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年7月2日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

令和元年7月2日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

提案理由

ごみ処理施設の長期安定稼働を図るため、基幹的設備改良事業に係る債務負担行為を追加するもの。

## 第1表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
基幹的設備改良事業	令和元年度から令和5年度まで	千円 4,550,000



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
し尿処理施設運転管理業務委託	97,434	平成29年度から 平成30年度	23,328	令和元年度から 令和2年度まで	47,304				47,304
市指定ごみ袋取扱い業務	80,200	平成30年度	0	令和元年度	62,969			62,969	0
市指定ごみ袋取扱い業務	85,600			令和元年度から 令和2年度まで	85,600			85,600	0
基幹的設備改良事業発注支援業務	4,500			令和元年度	2,794	914			1,880
基幹的設備改良事業	4,550,000			令和元年度から 令和5年度まで	4,550,000	977,633	1,801,500	0	1,770,867

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月2日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

令和元年7月2日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

- |            |  |
|------------|--|
| 1 財産の名称、数量 | 高規格救急自動車 2台                                    |
| 2 購入予定価格   | 54,432,000円<br>(うち消費税 4,032,000円)              |
| 3 購入先      | 滋賀県大津市本宮二丁目9番12号<br>滋賀トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 藤敦秀二 |

提案理由

消防車両更新計画に基づき、水口消防署及び湖南中央消防署配備の高規格救急自動車を更新するもの

